

官報

号外

昭和二十七年四月十七日

第十三回 衆議院會議録第三十二号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)
議事日程 第三十一号

午後一時開議

昭和二十五年年度一般會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

第四 千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外圍仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件

第五 國際計數センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件

第六 平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案(内閣提出)

第七 平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案(内閣提出)

本日(の)會議に付した事件

本村務務總裁の破壊活動防止法案の趣旨説明

破壊活動防止法案の趣旨説明に対する質疑

昭和二十五年年度一般會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十五年年度特別會計予備費使用總調書(その2)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

昭和二十六年年度特別會計予備費使用總調書(その1)

午後一時五十二分開議
○議長(林義治君) これより公議を開きます。

破壊活動防止法案についての本村務務總裁の趣旨説明

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。

憲法及びそのもとに成立した政府を武装暴動によつて転覆することの正当性を主張し、またはその準備的訓練として暴力の行使を煽動する不逞な文書が組織的に配布されているのであります。

かかる事実を徹底的に徹査し、これら一連の事犯は、広汎かつ秘密な団体組織によつて指導推進されている疑いを深めざるを得ないのであります。

およそ世界いづれの民主国家におきましても、自由権を濫用し、団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊せんとするがごとき行為は、最も悪質かつ危険なものと見て、刑罰または行政措置によつて結社の禁止、解散などをなし得る等、所要の法的措置を講じている現状であります。

しかるに、わが国におきましては、現行刑法その他の刑罰法令はいずれも個人の犯罪行為を対象とするものでありまして、破壊活動にあつては団体に対しては、たとひその団体自体がいかに危険なものでありましても、手こまねいて傍観せざるを得ないので、治安確保の法令に、懲戒すべき空白状態が生じているのであります。

かかる理由から、今日この破壊活動の危険を防止するための最小限度の立法が当面緊急の課題となるのであります。すなわち、この法案は、この要請にこたへまして、まず暴力主義的破壊活動を行つた団体に対し、行政措置をもつて所要の規制を付し得るものとしたのであります。

これは、この破壊活動の危険を防止するには、その活動がよつて行われれる組織自体を規制することが何より必要かつ有効であるからであります。

次に、この法案は、暴力主義的破壊

活動及びそのもとに成立した政府を武装暴動によつて転覆することの正当性を主張し、またはその準備的訓練として暴力の行使を煽動する不逞な文書が組織的に配布されているのであります。

かかる事実を徹底的に徹査し、これら一連の事犯は、広汎かつ秘密な団体組織によつて指導推進されている疑いを深めざるを得ないのであります。

およそ世界いづれの民主国家におきましても、自由権を濫用し、団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊せんとするがごとき行為は、最も悪質かつ危険なものと見て、刑罰または行政措置によつて結社の禁止、解散などをなし得る等、所要の法的措置を講じている現状であります。

しかるに、わが国におきましては、現行刑法その他の刑罰法令はいずれも個人の犯罪行為を対象とするものでありまして、破壊活動にあつては団体に対しては、たとひその団体自体がいかに危険なものでありましても、手こまねいて傍観せざるを得ないので、治安確保の法令に、懲戒すべき空白状態が生じているのであります。

かかる理由から、今日この破壊活動の危険を防止するための最小限度の立法が当面緊急の課題となるのであります。すなわち、この法案は、この要請にこたへまして、まず暴力主義的破壊活動を行つた団体に対し、行政措置をもつて所要の規制を付し得るものとしたのであります。

これは、この破壊活動の危険を防止するには、その活動がよつて行われれる組織自体を規制することが何より必要かつ有効であるからであります。

次に、この法案は、暴力主義的破壊

活動及びそのもとに成立した政府を武装暴動によつて転覆することの正当性を主張し、またはその準備的訓練として暴力の行使を煽動する不逞な文書が組織的に配布されているのであります。

かかる事実を徹底的に徹査し、これら一連の事犯は、広汎かつ秘密な団体組織によつて指導推進されている疑いを深めざるを得ないのであります。

およそ世界いづれの民主国家におきましても、自由権を濫用し、団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊せんとするがごとき行為は、最も悪質かつ危険なものと見て、刑罰または行政措置によつて結社の禁止、解散などをなし得る等、所要の法的措置を講じている現状であります。

昭和二十七年四月十七日

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議録第三十二号 破壊活動防止法案についての本村務務總裁の趣旨説明

昭和二十七年四月十七日 衆議院公報第三十三号 破壊活動防止法案の趣旨説明に對する大西正男の質疑

五五六

活動に關して若干の制限を補修することとしたのであります。それは、かかる破壊活動のうち、実害的行為はすべて刑法等によつて処罰されておられるが、その予備、陰謀、教唆、煽動等の行為は、現下の事態に於て、かゝるものとき、きわめて危険な行為であるにもかかわらず、現行刑法の規定をもつては決して十分ではないからであります。

申すまでもなく、民主政治は国民の公正な輿論の自由を基礎として成立するものでありますから、いやくも集団暴力を手段として政治目的を貫徹せんとするがときは、民主政治の基礎を破壊し去るものであります。断じて許すべからざるところであります。

(拍手)従つて、かかる破壊活動の危険を防止することこそ、すなわち民主主義を擁護するゆゑんであります。これがため必要最小限の法的措置を講ずることは、まことに日本国憲法の精神に合致するものと確信する次第であります。

これを要しますに、本法案の目的は、もつぱら団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊する暴力活動の危険を防止することにあります。おの自由権の正常な行使や、労働組合運動その他公正な団体活動が本法による取締りの対象となるがときは、とうてい想像し得ないところであります。むしろ、かかる暴力活動を排除することによつてその健全な発達に寄與するものと、かたく損なうものであります。よつて、この法案におきましては、正常な自由権の行使を阻害しないよう、また規制が公正かつ民主的に行われることを方針といたしまして、調査及び

規制処分の請求をなす機関と、その審査決定をなす機関とを分離して権力の集中を避け、後者に連判的な独立性を付與して、その判断の自由と公正を担保し、また当該団体に十分な意見弁解を述べ、機会を與へる等、法案全体を通じて、常にその運用が本来の目的を実現し得るよう慎重なる考慮を拂つておるのであります。

以上が本法案の趣旨であるのであります。(拍手)

破壊活動防止法案の趣旨説明に對する質疑 ○議長(林義朗) これより破壊活動防止法案の趣旨説明に對する質疑に入ります。大西正男君。

(大西正男君登壇) ○大西正男君 ただいま提案理由の説明のありました、いわゆる破壊活動防止法案に關して、詳細にわたる質疑は当該委員会におけるそれに譲り、私は敢て意見を代表いたしまして、ここに基本的問題について、整理並びに關係關係に對して若干の質疑を試みたいと存するのであります。

申すまでもなく、暴力を排して内外に恒久的の平和を企圖し、基本的人権を擁護して民主主義に徹するといふことは、日本国憲法の基本的精神であります。この憲法の精神をあえて否定しようとするものは、おそらく何人ものないであらう。従つて、われわれは、新しい日本の憲法のもとにおいて、暴力の破壊活動がそのまゝに放任されてよいとするものにくみするものでは断じてありません。

しかしながら、およそ法律は、立法者の手を離れし瞬間において、その

の生みの母たる立法者の意思とはまったく独立に動き始める鬼子たる性格と運命をなうものであります。かつナポレオンが、おのれのつくつたナポレオン法典に對する注釈書の出現に對して、わが法典は失われたりとの嘆を發したことは、法律史上あまりにも有名な故事であります。かかる法律の性格ないし運命は、いわゆる治安立法におきましては、特にまたきわめて顯著に現われるのであります。

て、しかもそれが重大な被害を伴つて発生するものであることは、過去の歴史の實績に徴し、きわめて明らかであるのであります。(拍手)われわれは、断じてこの事實を看過するわけには行かないのであります。

何となれば、いわゆる治安立法なるものは、劍の上に彫刻された法律とさへいわれるのであります。それはもう双の劍の性格を持つのであります。災いを斷つべくつづられた破邪の劍といへども、これを用ふる人によりましては、あらゆる國民の良識までもも無異に殺戮するところの、恐るべき殺人劍と転化しがちなからでございませう。

(拍手)このことは、あえて外国といわず、わが國のいしもきわめて近い過去の歴史に徴し、たゞえは治安維持法その他の法令の運用の實績が、明らかにわれわれに証明するところといわなければなりません。

すなわち、今回提案せられました暴力主義的破壊活動防止法案におきまして、これが實現のあかつきにおいて、いわゆる破壊活動防止の美名に隠れて、正常なる組合あるいは団体の行動を制し、彈圧し、また圧殺して、もつて憲法に保障せられたる基本的人

権を蹂躪し、かえつて健全なる民主主義の発展を阻害し、ひいて過去、あの恐るべき警察國家へ逆転するに至ることがあるならば、またそのおそれがあるならば、まことに羊頭を捐げて狗肉を売るものであり、かかる法律は、民主主義を破壊する法律であり、(拍手)まことにゆゆしき問題といわなければなりません。かかる観点から、以下二、三の点をお尋ねいたします。第一点、過去の歴史に徴するに、いわゆる治安立法の制定された際におきましては、國家ないしその社会情勢は一種の非常事態にあつたのであり、往々にして、その法律の制定後に、不幸にして戦争の発生を見るなどの事實が存在したものであります。

第二点、治安維持法が大正十四年四月成立後、當時の田中内閣は、この法律によつて共産黨四百八十何名を檢挙し、現役を地下に追いやりつて、表面小腰を得たかに見えたのであります。が、皮肉にも、彼らに對しまして秘密活動の修練をなさしめる機会を與へる結果となり、いわゆる赤の活動を盛んならしめる結果となつたのみならず、その後の同法の運用は、真に國家社会

を憂へる多くの自由主義者を、わが國の恥辱に晒せしめるの、屈むべき結果を招来したのであります。が、政府は、かかる彈圧的治安立法を制定することをもつて今日能率足れりとなすのであります。が、わが國のごとき、一般に生活水準の低い環境におきまして、この根本的問題を解決するに最大の努力を傾注せずして、いたすらに治安立法にたよらんとするは、かえつて治安に害ありと考へざるや、(拍手)總理の御所見を伺いたいと思ふのであります。

第三に、この法案自体の根本的欠陥は、いふところの破壊活動を調査し、これに基き審判を決定する機関が、一は公安調査庁であり、一は公安審査委員会と相なつてゐるのであります。けれども、いずれも法務省の下部機關たる点においては同じであります。

その(一)目頭に申し述べたことごとく、治安立法は、それが、たび制定されまると、立法趣旨を逸脱して、時の政権に濫用されがちであるという古い経験がわれわれにはなめてゐるのであります。が、これに對していかなる保障がありましようか。濫用されないといふいかなる保障があるものでありましようか。(拍手)單に法文中に濫用を戒めるの字句の存在をもつて能率足れりと政府はお考えか。また審査委員の処分に對しては、もちろん行政裁判の道は開かれてゐるのでございませう。それは長い期間を要するのであります。しかも、その裁判を経て、幸いに活動が解除されたとしても、そのときは、すでに氣の抜けたビールののごときものである。また處分の執行の停止については、行政事件訴訟特例法の適用

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議録第三十二号 木村国務大臣の答弁 吉武国務大臣の答弁

に考慮を拂ひまして、裁判所は、ほかの事件の順序にかかわらずして、特にかような事件については促進をして、百日以内において裁判を終結するように考慮を拂つておるのであります。その願念は耳頭もないことを、ここに私は申し上げておきます。

な労働大臣と私の関係におきましては、ごうり意見の食い違ひはありません。まったく意見が相一致して、この法案を作成したのであります。

(拍手)

【國務大臣吉武重市君登壇】

○國務大臣(吉武重市君) 大西君の質問にお答えをいたします。

私が労働組合と公約した事項をなぜ履行しないかというお話であります。私は労働組合の代表者と公約をした覚えはございません。ただ政府は、さきに決定いたしましたこの暴力主義被弾防止法案につきまして、この法律は正常なる労働組合運動をも抑圧制限するものではないことは、しばしば言明したところであります。しかるに、組合におかれましては、その点になお心配の点があるやに聞きしましたので、政府は再度閣議決定をいたしましたので、先般発表いたしましたごとく、三つについてさらに修正をして、その点を明らかにし、これを天下に言明したのであります。

すなわち、その第一は、この法律は労働組合の正当な行為を制限し、またはこれに介入するように適用するやうなことがあつてはならないことを明記する、ごうりうことを公約いたしました。この点は、声明といたしまして、世間に公約をしたのであります。その

昭和二十七年四月十七日 衆議院会期第三十二号 内閣府活動防止法案の趣旨説明に對する田万君の質疑

五五八

○田万廣文君 私は、日本社会党を代表いたしまして、木村法務総裁より提案理由の御説明のありました破壊活動防止法案に對して、以下数点にわたりまして質問を試みんとするものでございます。

○田万廣文君 現在各方面の鋭い批判と論議の対象となつて、しかも熱烈なる反対の聲に包圍されてゐるという事実は、諸君のひとし御承知の点であらうと存するのであります。本案が真に社会不安を一掃し得る民主的な立法であるならば、世論は強くこれを支持し得るであらうと思ふけれども、事実は猛烈な反対に直面してゐるのでございまして、その理由として考えられるものは、本法が、實質的に見て、必ずしも政府の言われているように治安立法にふさわしいものではなくして、むしろ正反對に、治安とはなほだに、社会不安を醸成する不安立法に墮するおそれがあると思ふのであります。この点に對して、御意見を伺いたしたいと思います。(拍手)

なるのは、明瞭な事実と思ふのでございまして、(拍手)憲法における団体政策は、まさにこの種の取締り政策に反對するものでございまして、いかなる団体にも公然的な基本権を保障するものと、その保障にかかわらざる、みづから求めて暴力に走るならば、内乱その他の刑事犯罪として処罰の対象となることをわれ／＼は知つてゐるのでございまして、本法が、憲法のこの立場に逆行し、むしろ、その目たか目の目たに逆行して、ひいては個人の権利までも危険に陥れる結果、非合法の暴力的行動に迫りやうことを欲するものと思ふことは、法案の違憲性に対して疑問があることも、少なくないものと思ふので、この点に對して木村総裁の御所見を伺いたしたいと思います。(拍手)

次に、本法が暴力主義的破壊活動を取締る手段の中におきまして、デモ集会の一種の検閲制度の再現であり、時代に逆行し、疑わしき場所が多々あるのじでございまして、元來、憲法が検閲を禁じてゐるのは、行政官が独断的な検閲による将来の状況を推測し、言論出版等の行動に障害を及ぼすことを排除するためでございます。過去におきまして、警官が新聞雑誌を発売し、デモ集会の禁止をなしたことは、われわれ日常茶飯事のごとく、よく経験したことでございまして、まことにおそろしく事実が多々あつたのでございまして、さすれば、一回もしくは数回のデモや会合または出版に、行政官から見てもおそろしくない事件がかりに起つたと

予見されるのでございまして、こんな制度のもとにおきましては、公正な審理はとうていわれ／＼は期待することができないのであります。審理された結果は、公安審査委員会でもつばら秘密のうちに検討され、決定処分がなされるのでありますから、おそろしくは、われわれの見るところでは、公安審査庁長官の意見通りの処分決定がなされる公算が多いのでございまして、次に申し上げたいのは、かつての治安維持法のごとき、かくのごときことによりまして、基本的人権は容易に破壊される危険性がさらに加つておるというのでございまして、木村法務総裁は、かかる構想で、人権の保護並びに法の公正というものが期待できると思はれてゐるのでございまして、その点に對して、明確な御意見を伺いたしたいと思います。(拍手)反對

一、なお第二に説明をいたしました点は、この法律に基き行政処分の違法なるものに対する救済措置について考慮すると言つております。この点は、本日提案いたしました際に、違法処分についての審査は百日内にこれを行うというごときにいたしまして、だら／＼といつてもこれを長引かせますこととのなきやうに改めております。なおこの点に關連いたしまして、原案にありました、いわゆる調査官の監察調査権に基き、この規定は全部削除いたしまして、組合等にごとき心配なきやうに訂正してゐるのであります。

なお第三に説明をいたしました、この法律の公安審査委員会の委員は、労働組合その他各界の代表をもつて組織する。これは法務総裁のしる／＼言明されてゐるごとく、この法律の施行にあたりましては、労働側の代表を入れて公正にするつもりであります。以上申し述べましたごとく、政府が声明いたしました三つにつきましては、本日提案されたこの法案に、十分修正をいたしまして明らかにしてゐるのであります。(拍手)

○議長(林義朗君) 田万廣文君。(田万廣文君答復)

なるのは、明瞭な事実と思ふのでございまして、(拍手)憲法における団体政策は、まさにこの種の取締り政策に反對するものでございまして、いかなる団体にも公然的な基本権を保障するものと、その保障にかかわらざる、みづから求めて暴力に走るならば、内乱その他の刑事犯罪として処罰の対象となることをわれ／＼は知つてゐるのでございまして、本法が、憲法のこの立場に逆行し、むしろ、その目たか目の目たに逆行して、ひいては個人の権利までも危険に陥れる結果、非合法の暴力的行動に迫りやうことを欲するものと思ふことは、法案の違憲性に対して疑問があることも、少なくないものと思ふので、この点に對して木村総裁の御所見を伺いたしたいと思います。(拍手)

次に、本法が暴力主義的破壊活動を取締る手段の中におきまして、デモ集会の一種の検閲制度の再現であり、時代に逆行し、疑わしき場所が多々あるのじでございまして、元來、憲法が検閲を禁じてゐるのは、行政官が独断的な検閲による将来の状況を推測し、言論出版等の行動に障害を及ぼすことを排除するためでございます。過去におきまして、警官が新聞雑誌を発売し、デモ集会の禁止をなしたことは、われわれ日常茶飯事のごとく、よく経験したことでございまして、まことにおそろしく事実が多々あつたのでございまして、さすれば、一回もしくは数回のデモや会合または出版に、行政官から見てもおそろしくない事件がかりに起つたと

予見されるのでございまして、こんな制度のもとにおきましては、公正な審理はとうていわれ／＼は期待することができないのであります。審理された結果は、公安審査委員会でもつばら秘密のうちに検討され、決定処分がなされるのでありますから、おそろしくは、われわれの見るところでは、公安審査庁長官の意見通りの処分決定がなされる公算が多いのでございまして、次に申し上げたいのは、かつての治安維持法のごとき、かくのごときことによりまして、基本的人権は容易に破壊される危険性がさらに加つておるというのでございまして、木村法務総裁は、かかる構想で、人権の保護並びに法の公正というものが期待できると思はれてゐるのでございまして、その点に對して、明確な御意見を伺いたしたいと思います。(拍手)反對

なお、本法が団体に関する正確な定義を掲げていない点から考えまして、その取締り対象は、單に政治的団体だけでなく、あらゆる民主的団体、たとえば労働組合、農民組合、宗教団体、婦人団体、一般の新聞、出版、放送など、非政治的団体及び個人の言論、行動まで包括する、きわめて広汎な範圍に拡大されて、政治の点に触れるならば、これによつて規律される行動は無制限にひといくらいでありまして、

なるほど、規制の基準として、仮装された偽つたような、だましの、民主化らしい規定は描いてはございまして、けれども、しかし、かかる規定は、政治警察機關としての取締り官憲によつて厳格に尊重されなくては必ずしも予想されないものでございまして。(拍手)反對

予見されるのでございまして、こんな制度のもとにおきましては、公正な審理はとうていわれ／＼は期待することができないのであります。審理された結果は、公安審査委員会でもつばら秘密のうちに検討され、決定処分がなされるのでありますから、おそろしくは、われわれの見るところでは、公安審査庁長官の意見通りの処分決定がなされる公算が多いのでございまして、次に申し上げたいのは、かつての治安維持法のごとき、かくのごときことによりまして、基本的人権は容易に破壊される危険性がさらに加つておるというのでございまして、木村法務総裁は、かかる構想で、人権の保護並びに法の公正というものが期待できると思はれてゐるのでございまして、その点に對して、明確な御意見を伺いたしたいと思います。(拍手)反對

なお、本法が団体に関する正確な定義を掲げていない点から考えまして、その取締り対象は、單に政治的団体だけでなく、あらゆる民主的団体、たとえば労働組合、農民組合、宗教団体、婦人団体、一般の新聞、出版、放送など、非政治的団体及び個人の言論、行動まで包括する、きわめて広汎な範圍に拡大されて、政治の点に触れるならば、これによつて規律される行動は無制限にひといくらいでありまして、

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議録第三十二号 木村國務大臣の答弁

に、この仮装された、インテリ民主主義の規定は死文化し、権力の濫用を来すおそれが多分にあるのでございませう。そのようなことを、われ／＼は感ぜざるを得ないのであります。かつての治安維持法を想起すれば、よく了解されるところであります。治安維持法よりはるかに広範に基本的人権に關係のある本家が国民に與えられ、その国民がたつたべき運命を思ひますと、実に身の毛のよだつような思いがいたすのでございませう。(拍手)木村法務總裁並びに吉武労働大臣は、確信を持ってこれを履行せられると云うが、さういふ不幸な事態が起きた場合に、どういふ責任をとつていただけるか、ここに確言していただきたいと思ふのであります。

憲法第十九條には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」といふことが明確に規定されております。また、本法案の団体職員に對する、この保障された国民の権利を奪う結果となるのではないかと云うのでございませう。すなわち、暴力主義的破壊活動をしたとされる特定の役員や構成員で、将来再び同一の行動を繰返すとは必ずしも限つておられないのであります。それを繰返すものと認定すること、人間の見える意思を強制的に推断することとなるのであります。危険千万と申さねばならないのであります。(拍手)本法案において、公安審査委員会は、あえてその危険を冒し、そして人心を束縛し、思想の自由を弾圧し、その人間を団体から排除放逐しようとするものであります。この濫用が運用の面に出て来るならば、いかなる結果になるかといへば、政府にと

つて都合の悪い人間は片づけしから切つて、政治その他の活動から排除され、そして政府に御都合のよい人間だけが残されまして、政治、言論、労働組合などはまったく骨抜きにされ、奴隸的存在に落ちてしまふことを、われわれは多分に懸念しておる次第でございませう。これは明らかに反民主的行動立法と申さなければならぬのであります。かかる点につきましまして、木村法務總裁の御所見は、いかがでありましか、承りたいのでございませう。

なお、本法案において暴力主義的破壊活動として掲げてある諸行為、すなわち内乱罪も、騒擾罪も、また放火罪も、激発物破壊罪も、汽車、電車等の往來危険罪も、あるいは騒擾罪も、殺人罪も公務執行妨害罪も、現在それ／＼刑法各本條で嚴重に処罰できることになつておるのでございませう。政府のお話を聞きますと、これは個人を処罰する規定であり、団体を処罰する規定ではないから本法が必要だと言われるのであります。しかしながら、団体は法人格のあるなしにかかわらず人間の集合体でありまして、組織の根本は人間でございませう。従つて、団体を解散させましても、人間が残れば、処罰とせしめても、意味はまったく解消してしまふのであります。しかも、個人は刑法各本條で処罰の対象とされるのでありますから、ことさらに特別法をつくつて、そして國民大衆のあらうような反芻の中にこれを強行しなければならぬといふ理由が、私どもにはまづたなくわからないのでございませう。(拍手)現在の刑法で、つばにこれらの対象としておる問題は解決されるのであります。この点について、木村法務總裁は

不十分なものがあるというやうなお話を聞きますが、しからば、どこに不十分なものがあるか、それを明確に、納得の行くまでお話を願ひたいと思ふのでございませう。(拍手)

要は、國民が好まざる法案であるのであります。大衆はこれをきらつておるのであります。民主的な政治といふものは、輿論の上に立たなければならぬ。輿論がすべてこれに對してあらうのごとき反響を加へるという事実を、木村法務總裁並びに吉田総理大臣は明確に認識していただかなければならぬと思ふのであります。

最後に、政府が心から暴力主義的破壊活動を防止せられるという熱意があるならば、他にさるべき方法が私にはあらうと思ふのであります。(何だ)と呼ぶ者あり。それは何か。それはすなわち國民生活の安定であります。安定な生活から、あらゆる暴力、破壊が起るのを防ぎます。この破壊、暴動を防止するのは、國民生活の安定以外にはございませう。吉田内閣の成立以來、今日三年有余、その間に打続く失政に次ぐ失政、これをカバール、これを補綴せんがために、ことさらにかかる彈圧法をつくりまして、さうして自分たちの自由の現在の政府の長命をはからんとする、これがいわゆる吉田反動内閣の真の意図であるといふことを、われ／＼はつきり認識せざるを得ないのでございませう。(拍手)

以上申し上げましたことにつきまして、木村法務總裁並びに吉武労働大臣の明確なる御答弁を切にお願いする次第であります。(拍手)

(國務大臣木村憲太郎君登壇)

○國務大臣(木村憲太郎君) 田万君に答へたいと思います。

田万君は、この法案によつて、あるいは言論、出版、あるいはデモ禁止、あるいは集會の禁止といふやうな議論があるんじゃないかといふやうな議論があります。この法案のどこを御覧になつても、さういふ懸念は毛頭ないものであります。もう少し御研究になれば、十分におわかりのことと考えます。一体、この法案に盛り込まれたところは、先刻来しばしば申し上げました通り、反乱とか、あるいは反乱を教唆するとか、あるいは殺人とか、放火とか、さういふ極端な危険な行為をしようとする、あるいはした暴力団体を規制して行こうとするのであります。これを、この法案においてはつきりさせておるのであります。いやくも反乱を教唆したり、反乱を煽動したりするやうな文書が世の中に行われたらどうでありましか。現在行われておることは事實でありますが、さういふ危険な反乱を煽動したり教唆したりするやうな文書は、これは國家治安の面からいつて十分に取締りをする必要があるものであります。普通の出版といふやうなものを、この法案においてどこにおいてもこれを規制するといふやうな箇所はないのであります。十分にこの法案を御熟讀を願ひたいといふことを、私は田万君に申し上げたい。

またこの法案について、治安維持法の再現をするんじゃないかといふ懸念であります。これは大西君に對して答へました通りであります。毛頭もさういふ懸念はありません。構想をまったく異にしておるのであります。しかして、この法案において特に指摘いたしたいのは、刑法でもつて、いろいろの反乱とか、殺人とか、放火だとかいふことを処罰できるんじゃないか、あえてこの法案においてさういふことを設ける必要はないんじゃないかといふ御懸念であります。先刻来申し上げましたように、主たる目的は、さういふやうな行為をする、あるいはした団体を規制したて行こうといふのであります。刑法においてはこれを規制すべき処罰も何らないのであります。ここを十分に御熟讀を願へば、私は御了解願へると思ひます。ことに、この反乱とか、あるいは殺人とか、放火、煽動するやうな行為は、これはどこまでも規制して行かなければならぬ。ここにおいては、この法案においては相違してゐるのであります。毛頭も、さういふやうな言論とか集會とかを規制するところの意思はないのであります。

次に、この公安審査委員会の制度であります。これは、これは／＼の規制をいたしまして、この委員会の委員になつていただく方は、國會の承認を得てこれを任命する形式をとつて行きたいのであります。つまり、國會を尊重いたしまして、國會において承認を得た五名の委員によつてこの決定をいたすことになっているのであります。しかも、その委員になる人は、あるいは言論界、あるいは労働關係から、あるいは法曹界から、あるいは實業界から、あるいは宗教界、さういふやうな各界からの清純な人を選んで、國會の承認を求めて、この人に決定をゆだねるのであります。さういふ方法で、私どもは民主的な裁判所の運営につきます。先刻申し上げました通り、さういふ事案については特に迅速にやるやうに十分の考慮を加へたのであります。

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議第三十二号 吉田首相の答弁と破壊活動防止法案の趣旨説明に對する田代君の質疑

五二〇

【國務大臣吉田首相答復】

○國務大臣吉田首相答復 答をい
たします。労働組合等の基本的な人権
を侵すおそれがあるとはいふ、その
場合、どうしてこれが救済されるかと
いうお尋ねであつたようでありま
す。先ほど法務省がお答えになりま
したごとく、今回のこの法律は、御承
知のごとく、暴力を申し立てても、内
乱と騒擾、殺人、放火、汽車の転覆
等、極端なる暴力行為であります。か
くのごとき行為を、今日の労働組合が
あて行つたとは考えられません。従つ
て、労働組合がこの法律によつて拘束
を受けることはないと考えておりま
す。(拍手)

○議長(林義朗君) 田代文久君、

(田代文久君登壇)

○田代文久君 私は、日本共産党を代
表して、ただいま上程されました破壊
活動防止法案に対し、政府当局に質問
を試みんとするものであります。

現在政府は、破壊活動を防止するとい
う名のもとに本案を提出いたしてお
るのでございますが、実際に破壊活動
を行つたもの、これをさして外
國帝國主義と、その手先になり、その
走狗になつておられますところの自由
党吉田政権それそのものであります。
(拍手)現在、日本の経済財政、これら
ほとんど全部と言つてもいいほど、ア
メリカのウォール街に操られておる。
貿易関係について見ても、中國貿易
は禁止され、モスクワにおける國際經
済會議に對して、アメリカの手により
まして、これに参加することが拒否さ
れ、また日本の吉田政府は、そのしり
奥に乗つたのであるけれども、アメリ
カ自身がモスクワに行つておるではな

いか。これは一体どういふことを意味
しておるか。しかも、モスクワの經濟
會議におきましては、約五十億ドルに
なん／＼とする膨大な額の經濟取引が短
日月の間に成功いたしておる。イギリ
スと中國との間におきましては、一千
万ポンドに余る膨大な取引がこれま
た成立いたしておる。日本の現在の紡
績産業といふものは、まさに破壊に瀕
してゐる。しかも、その状況に迫
り込みながらも、なおモスクワに行く
ことを禁止し、あるいは中央貿易を禁
止しておる。まさに日本の經濟は根本
的に破壊されつつあるといふことは、
これ天下周知の嚴然たる事實でありま
す。

日本の全國至るところに基地が強化
拡大され、北は北海道から、南は九州、
琉球の果てまで、日本全土があつて
基地になつておると言つても過言では
ないものであります。しかもこの基地
の周辺におきましては、すでに諸君御
承知の通り、ひんびんとした農民の土
地の收奪が行われ、まさに二万町歩に
余るこれらの良田、美田、田畑が取上
げられ、農業生産は破壊され、農民の
生活はまさに言語に絶する状態になり
つつあるといふことを、この農業生産
に対する破壊事実を、諸君は何と見る
のであるか。

しかも、B二九による、ひんびんた
る際、爆撃事件、これに對しまし
て、アメリカがB二九を「ながら
ら、これに對する補償をわれ／＼の血
税でつてなされるばならぬ」といふこ
とは、これは一体どういふ意味である
か。俗実ともに、これは帝國政策の現
われであり、日本の根本的な破壊であ
るといふことは、この一事をもつて見
てもはつきりいたしておるのであり
ます。

○田代文久君 續 十分な、これを
要するに、現在の社會不安と、日本を
一切の破壊状態に陥れておるものは、
帝國主義者、それに通謀する吉田政
權そのものであるといふことが、はつ
きり言えるのであります。従いまし
て、もしわれ／＼が破壊活動を防止せ
んとするならば、労働大家の側から、
これらの反動政策に對して、道に
破壊活動を防止するといふ法案を提出
することこそが最も緊要適切であるとい
わねばならないのであります。従い
まして、これらの、國を売り、國を滅
ぼすような政府の政策に對しましては、
破壊から守るための國民運動が起るの
は當然であり、現に總評を先頭とい
はしまして、明日にも全國數百萬の労働
者、農民、勤勞人民大家がこれらの売
國政策に抗議し、しかも全世界の労働
者大家がこれを支持しておるといふこ
とは當然であり、また正当であり、し
かもこれは必然であります。

現在の吉田内閣は、言論には言論を
もつて、自由には自由をもつて、思想
には思想をもつて對抗し、そして正
を正として結論を出すことをなさずし
て、當然これに太刀打ちができないが
ために、專制的な暴力をもつてこれを
粉砕しようとしたしておられます。すな
わち、ただいま上程されましたこの法
案のねらいといふものは、その中心的
な特色をいたしましては、これは明ら
かに弾圧政策であり、大衆行動に對す
る弾圧政策である。

しかも、ゆゆしきことは、これらの
一切の行動に對して、それを調査し、
あるいは弾圧する権限を一手に吉田反
動政権が握るということでありま
す。破壊活動の元凶そのものが、これに抗
議する一切を弾圧する權力を掌握せんと
しておることは、まさにファッショ
政治そのものといわなければならぬ
のであります。従いまして、もしこの法
案が國會を通過するといふことになり
ますならば、政、政、組合あるいは民主
主義的団体の中で、かりに個人がなし
た活動をもこれを団体の責任として処
罰、解散させることができるというこ
とになるのであり、重税にあへく人民
が税務署に押しかけるとか、あるいは
土地を取上げられた農民が税務署の前
にすわり込む、あるいは組合が暴力を
行使するといふような場合に、當然監
獄でこれに弾圧することができると
いふことになるのであります。一切
の反米、反政府の運動が封殺される
といふ結果になるのであります。

たとへば刑法の内乱罪は、内乱の予
備、陰謀、幫助を破壊活動と規定いた
してあるのでございますが、内乱罪と
なしたことを処罰せんとするもので
あります。これは、旧憲法の天皇制下
におきまして、天皇の政府を転覆する
ことを不当として弾圧することを目的
としたものであります。しかし、
主権在民の新憲法のもとにおきまして
は、反動的売國政府を打倒するといふ
ことは、當然國民の權利であります。
しかるに、この法案によりまして、政
府を打倒するための予備、幫助、教唆
の活動まで破壊活動として弾圧せん
としたしておるのであります。従い
まして、吉田内閣の打倒、戦争反対、
平和を守れといふ呼び、言論、出版、
集會、これらすべてが犯罪として弾圧

され、これを行つた政党、労働組合、報道機関、出版社というふうなものが解散され、検察、投獄されることとなるのであります。

また法案の三十八條、三十九條によりますと、政治上の主義施策を推進し、支持し、反対するために所定の破壊活動を行つたものを、特に重くかつ広汎に処罰することを規定いたしておるのであります。これによりますと、民族独立、軍政議和、安全保障條約、行政協定の破棄、中ソ同盟を含む全面講和を主張し、または社会主義、共産主義、社会主義社会実現の必然性を宣伝する行為をたつた一枚持つておつても、この條文にひつかれられ、少し固まつて官庁に陳情する程度のことでも、警察の認定次第で騒擾罪にひつかれられ、そうして弾圧されるという結果になつて来るのであります。これはまさに世界に類を見ない植民地的反動弾圧立法であり、東條時代にまさる暴逆なる専制と暗黒政治を進行せんとするものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)しかも、吉田政権が外国帝國主義の走狗となつてこれをなしておることは、東條時代以上の荒闊、亡國弾圧法といわれなければならないのであります。これはまさに破壊活動の最大なるもの、すなわち戦争であります。戦争のための破壊活動そのものであると断ぜざるを得ないのであります。

しかし、現在の吉田政権は、卑劣にも、一方においては、これらの悪法に對して断固として立ち上るどころの大義に對し、首切りあるいは弾圧に恫喝し威嚇しながら、しかも片方におきましては、数千万金を投じて一部の組合、労働分子を買収し、この闘争の分裂を策し、労働者の反対闘争を無力化しようとするものであるとあります。さらには修正に名をかりまして、組合を初めとする全国民の反対運動を欺瞞せんとしたものでございませう。

この法案の本質は徹底的に修正されないのみか、さらに悪質陰險なるものに化せられておりますことは、労働者階級によりまして、はつきり見抜かれておるのであります。

これらの非民主的な悪法に對しますとこの反対の闘争は、分裂されるどころか、明十八日を期しまして、数百万の労働者が断固として團結し、断固として立ち上ろうとしておることは、政府自身がますます窮地に迫り込められつつあるところの嚴然たる事実であります。しかも、自由党と吉田政府がこの悪法を施行いたしますならば、殷鑒をみず、吉田自由党反動政権は、愛国人民の實力によりまして、――蔣介石の二の舞を踏むことは必然であり、われわれは本法案の撤回を徹底的に要求するものでありますけれども、政府は本法案を撤回する意思があるかどうか。これを質問の最後の結びといたしまして終る次第であります。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君登壇) 答へたい。御質問の要旨は、政府においてこの法案を撤回するの意思ありやいなやということでありませう。断じて撤回いたしませんと申し上げます。この法案は、要するに、繰返して申し上げた通り、いわゆる破壊的暴力行為を行ひ、行わんとするところの団体そのものを弾圧するのであります。かような団体は、わが治安の面から申しまして、一日もわれわれは放置することができないものであります。断じて撤回いたしません。(拍手)

○議長(林銑太郎君) 赤松勇君。

○赤松勇君登壇) 赤松勇君。

○赤松勇君) 私は、日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、破壊法に關する若干の質疑を行いたいと思つてございませう。

まず第一点でございませうが、この法案の中におきまして最も重大なる点が三つあるとございませう。

〔議長退席、副議長登壇〕

第一は、この法律は行為に對するいわゆる価値判断でなく、推察によつて処罰をされるという点が非常に重大であると思つてございませう。ただいま吉武労働大臣から、いわゆる正常なる労働組合活動に對してこれを適用するのではない。――先般の修正案の中にもこれが盛り込まれておるのであります。この法案の中に修正点が明記されたのでございませうが、この点につきまして、具体的な事例を引用しながら、私は吉武労働大臣にお尋ねいたしたいのでございませう。

大臣も御承知のように、労働組合にいたしましては、あるいは農民組合にいたしましては、これはひとりで労働者、農民だけではありませう。文化人の団体にいたしましては、あるいは中小企業者の団体にいたしましては、たとえ文化の問題や、あるいは税金の問題や、あるいは資金の問題や、あるいは土地收用等に関する問題について集会を持つ。集会を持ちますならば、今の段階におきましては、政府がしばしば申しておりますように、問題を政治と経済に分離するわけには参りません。

高度な資本主義社会、しかも独占資本にあらゆる経済のそれが集中されております今の段階におきまして、今日労働者の日常卑劣なる要求は、農民、中小企業者の日常卑劣なる要求は、すべて政府の広い政策となつておるのでございませう。従つて、こういう大会において出ますところの意見というものは、多かれ少かれ、政府に對する要求であり、政府に對する批判であり、ときには政府に對する攻撃になつて来るのでございませう。われわれと無関係の、純然無垢なる農民の人たちが、土地收用に對してこれに反對し、たとへばこれに對する大規模な陳情を行つたとする。その際に、警察予備隊なり、あるいは國警なりが出て参りまして、これを阻止しようとする。その際に不測の事態が起きました場合、これは破壊活動の目的とする団体である、破壊活動の目的とする集団である、こう考へて、頭から弾圧をされる危険が十分ございませうから、(拍手)今日労働者、農民、中小企業者や、多くの文化人、農と言論機關の人たちでございませう、この点につきましては深い心配を持つておるのでございませう。

しかも、刑法第六條に規定する騒擾行為の予備、陰謀あるいは煽動等にこれが該当するかどうか。刑法第六條によれば、(多量集合して暴行又は脅迫を為す者)ハ騒擾ノ罪ト爲シ、と規定してあるものであります。ところが、この破壊活動防止法案の恐るべき点は、このようないくつかの陳情や示威行為に對しては、当局または使用者に對する暴行脅迫に該当する行為だといふように一方的に認定をいたしたずから、いわゆる破壊活動の不逞の徒にこれが転化するでございませう。

もう一つと嚴密に申しますならば、このような破壊活動を準備していたといふことに、公安審査委員会がみなしたかどうかといふことが非常に問題であります。公安審査委員会の自由な認定によりまして、集会、結社、出版あるいは各団体の役員活動の自由の禁止処分ができるのみならず、組合の解散を命ずる非常に広大なる権利が、この一連の官僚機關でございませう。この公安審査委員会に付與されておるのでございませう。問題の重要性があるでございませう。(拍手)しかも、行為に對する価値判断でなく、推察により処罰しようとするのでございませうから、これは何らの客観的な、そういう社会通念によらずして、いわゆる憲川政府当時の代官政治の再現だと言つても、私は決して言ひ過ぎでないと思つてございませう。(拍手)

もちろん、第三章においては、規則の手續において、多少の手續を経ることを要するようになつておりますけれども、この法案の実態は、公安審査委員を任命した時の政府当局の意のままになるようにできておるのでございませう。一体政府が、正当なる労働組合活動はこの法の取締りの対象にしないといふならば、その正当なる労働組合活動の定義なるものは一体何であるか。当、不当は一体だれがきめるのか。すなわち、当、不当は社会的客観的の通念できめられるのではなく、このことは、一握りの官僚の機關であり、同時に時の権力者であるところの政府の任命いたしました公安審査委員会において、一方的にこれがきめられるのでございませうから、従つて、私どもは、かような事例について、白紙委任状を

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議第三十二号 木村國務大臣の答弁 破壊活動防止法案の趣旨説明に對する赤松君の質疑

もつて破壊活動防止法案を本国会で通過させることは断じてできないというのが、われくの考え方でございます。

(拍手)

で出て来ることは言うまでもございません。現在政府が、わが国の治安維持を保つために諸般の政策を行つておられますけれども、われわれは、吉田内閣が非常な重大である。救護、煽動、予備、陰謀の名において、犯罪を実行しない場合においても、犯罪を実行するであろうという認定の上に立つて、暴

救えてあげまするが、なぜ労働者が諸君やこの内閣を信頼しないかといふ事ならば、諸君は四月十四日付の毎日新聞をごらんになつたろう。この毎日新聞とは反対に、ファッショ的暗黒政治への移行も、今や、徐々に、そして急速に續けておるのが現在的情勢でございます。

るならば、憲法第二十一條によつて保障されておるところの言論、集會、結社、出版の自由、この自由が、かつての治安維持法と同じように奪ひ去らるおそれがあると思ふのであります。これは、日本におきましても、美濃部博士ですら治安維持法の犠牲者になつておるのです。現行の刑法によれば、内亂、強盜、殺人、放火等、他人の生命財産を侵害する犯罪に

力行を爲さず行つ団体を取締るといふことに力をかりて、一時の政府に反対する世間的勢力を破壊しようとする、すなはち反対派運動を防止しようとすると言なければなりません。吉田内閣の側から申しますならば、私は、これは自由党吉田内閣の安全保障法であると考へるのでございします。(拍手)私は、この法案が本国会に……(発言する者あり)――暴力は刑法で取締ればいいのだ。君がやつたら取締つてやる。

聞と、民主主義下における秩序の保持
については、根本的に、政治的にその目
解を真にしておるのことでございます。吉
田内閣は、法律をきつてくれれば治安の維
持ができ、権力さえ振えればそれで社会
秩序の保持ができるというように考へ
ておりますけれども、古来、國際的
に、時の政府が権力や法律によつてお
よそ善政を爲したためしはないので
ございませう。まづ何よりも大切なこと
は、今日の民主主義下におかすところの

日新聞の輿論調査によれば、五〇・五％すなわち国民の半数以上は、警察予備隊を軍隊だと思つてゐるという答を出してゐるのでございます。国民の半数以上が、警察予備隊は軍隊であると考えてゐるのに、ひとりこの内閣だけが、警察予備隊は軍隊ではありません、かやうなごまかしを言つておられますから、国民は現内閣に對しましては絶対に信頼をしないのでございます。

私とは、そういう意味にすぎません。破防法にまつまでもなく、現行刑法によつて個々の犯罪は取締ることが十分できる。破滅活動防止法というやうな、憲法に反するものと想われる、かような法律を制定するの必要はないという考えの上に立つて、これに反対をしておるのでございます。

昨日、日本炭鉱労働組合が、いよいよ十八日、現内閣に対して反省を求めようとする。これは、

つては嚴重なる禁止規定がございます。ことに、これらの犯罪が行われた場合、共犯が処罰されることは刑法総則の規定とところであります。従つて、政府は、団体の破壊活動を取締る法規はないと言つておりますけれども、これは單なる政府の宣伝でございまして、現行刑法は、憲法の規定に準拠して、正しく法の運用を行えば、ことさらに破壊活動防止法案というような治安維持法の現代版を考へる必要は断じてない、私どもは考へておるのでございます。(拍手)

この法案が、本国会に、吉田内閣の手であつて提出された事、もちろんわが国におきまして、戦後七箇年間は、刑罰の取締りの対象となつてゐるべき個々の暴力行為は行われなかつて参りました。刑法の個々の対象になつてゐる暴力行為とは、強盜、殺人といふような個人の問題で、ところが、この七箇年間は、団体を対象とするところの破壊活動防止法といふものが、現在までも制定されて参りました。衆議院が制定されるに至りましたけれども、それは、その客観的根拠は何であつたものか、

治安の維持は、歴大なる再軍備のための軍事予算を計上して、さうして中小企業税の税金を過重させたり、農民の土地の税用したり、労働者を低賃金に縛り、中小企業の業態を不振に陥れるような、一連のこのようないわゆる戦時政策を打破して、すべてのものを國民生活の安定のための社会保障に使うということが、すべての政治の前提にならなければ、断じて国内の秩序の保持はむずかしいとわれわれは考えるのでございます。(拍手)

政府は、しばしば労働組合に對し、ま

ム・ダグラスは、この主張しておる。これは政府の諸君もわれ／＼も十分に玩味しなければならぬところの言葉であるが、ウイリアム・ダグラスは、こゝで言つて、世界に対するわれわれの偉大な影響は、どこまでも政治的なレベルの上で自由と正義を教へ、また軍部の考へるような戦争に於けることなく、他に選ぶべき方法のあることを示す手段によつて達せねばなるべしものである。政治的処理こそ、平和を過に戦争と戦争の間にはさまれた神経質的な戦争と主権を、上界の

の労働——労働とは、はつきり言つておきますが、労働法規則競争委員会でございます。労働の今度のスト行為に對しまして、これは政治ストである、労働組合法によつて保護せられなかつたの政治ストである。こう言明しておりますけれども、私が先ほど来申し上げましたように、今日政治と經濟を、教學的に、また物理的に分離することはできるか。そういうことが可能であるか。あらゆる労働者の持つてゐること

もつとも、この法案の裏には、一つの重大な政治的意図が含まれておると私はもては見ておるのでございます。それは何であるかとお申しますならば、公安調査官等、いわゆるスパイに類する行政官を配置使用いたしまして、本来独立であるべきところの司法権を、時の権力者である行政権に従属させまして、さうしてわが国の憲法の原則である三権分立のこの原則を破壊し、さらに刑法上の原則を破つていゝという点

るかと思しきすならば、われ／＼の判斷に誤りがないならば、私は、講和條約と安保條約と行政協定の一連の関連の上に、日本の平和憲法第九條の修正と再軍備を前提とした、それは新しい日本の警察軍事国家へ性格が与える一つの布石であると考えておるのでございます。(拍手)

この法案が本国会を通過いたしましたならば、ただちにゼネスト禁止法、あるいは労働三法の改悪法案が相次いで

しても、われ／＼を信頼してもらいたい、政府は断じて正常なる労働組合活動を、弾圧するものではないということを言つて参りました。しかし、今日日本における六百万の組織労働者は、政府のしはく／＼な言明にもかかわらず、いささかそれに耳を舐してないないのでございます。これは社会党の煽動でも、共産党の煽動でもございませう。(煽動だと呼ぶ者あり)それならば、ひとつ自由党の諸君にそのわけを

これは、ダグラスの言葉によつてもなく、神格過激な聯合狂言の序幕であつて、日本では原爆を持たないから戦力ではないそれを以て戦力というなら、タバコも戦力に転用できる、こういふ卓越した見識を持つた現政府当局の氣遣ひに似た超人間的な頭腦と相なつてウイリアム・ダグラスの近代化した

者がある。そのような政策をとる政府に對するは、今日の政治問題と結びついておる。でございます。一例をあげて言へば、政府がも賃金統制法を固會に上程するという場合、この賃金統制法は個々の經營者の問題ではないと政府は言うかもしれないけれども、賃金統制法の制定によつて、労働者が労働組合によつて保護されておるその労働條件は著しく制約または削減されるのでございします。從つて、その場合、労働者が、そのような政策をとる政府に對するは、今日の政治問題と結びついておる。でございます。

以上のような諸点によつて、私どもは破壊活動防止法案のこの国会通過をあくまで阻止いたしましたして、政府にすみやかに撤回を要求いたしますと同時に、これをあえて通過させんとするならば、私ども総力をあげて闘わんとするものでございます。

○赤松勇(経) その政治的信條に従つてやつておるのでございます。但し、その労働組合の指導方針において、協力の政策において、われ／＼は共産党とは根本的にその立場を異にしております。この点を明らかにしておく。

「今のは質問じゃない」撤回要求に對して、答弁はいらない」と呼び、その他発言する者多し」

○副議長(岩本信行君)　お静かに願います。――法務総裁に申し上げますか、答弁はありませんか。――答弁はありませんか。

これにて質疑は終了いたしました。

昭和十五年年度一般会計予備費使用総調書
(その2)

昭和二十五年年度特別会計予備費使用総調書

計予備費使用總調書
(その1)
昭和二十六年年度特別会
計予備費使用總調書
(その1)
昭和二十六年年度特別会
計予算總則第七條に基
く使用總調書

昭和二十五年年度一般会計予算費使用
総調書(そのこ)(承諾を求める件)に
関する報告書
昭和二十五年年度特別会計予算費使用
総調書(そのこ)(承諾を求める件)に
関する報告書

昭和二十六年年度一般会計予算費使用
総調書(その1)(承諾を求める件)に
関する報告書

昭和二十六年年度特別会計予算費使用
総調書(その1)(承諾を求める件)に
関する報告書

昭和二十六年年度特別会計予算総則第

各議案の内容を概略御説明いたしました。これは、昭和二十五年一般会計予算の予算額は四億五千万円であります。この件々五件の後承諾を求める件につきましては、決算委員会における審議を経過並びに結果を御報告いたします。

二月十七日から同年三月二十三日までの間に使用されました六千八百余万の間に使用されました六千八百余万円についてであります。そのうちおもな事項は、参議院議員補欠選挙及び佳投票に必要な経費、地方公共団体の一般選挙の啓発宣伝に必要な経費等であります。

億九千四百余万円につきましては、同じく第十回團会においてすでに承諾済みであり、その後昭和二十五年十二月二十七日から昭和二十六年三月二十七日までに予備費を使用いたしました分は、外圍為替、厚生保險、國立病院、農業共済再保險、森林火災保險、国有

付費に必要な経費、農業共済再保険金に必要な経費、外国政府に対する特殊債務の償還に必要な経費、電信電話設備等の災害応急復旧に必要な経費、電信電話事業設備に必要な経費等であります。

算総則第六條の規定に基いて、厚生保険特別会計において支出しました保険給付は必要経費八億七千二千万円と、同予算補正総則第四條の規定に基いて外周為替等会計において支出いたしました外周為替等の買取りに必要な経費二百六十五億二千五百万円であ

た額は八億一千五百九十余万円であり
 ます。そのうちおもな事項は、多摩市
 陵街運営等に必要な経費、裁判所庁舎
 その他風水害復旧に必要な経費、行刑
 施設その他風水害復旧に必要な経費、
 国立大阪大学医学部附属病院緊急補修
 に必要な経費等であります。

林野事業、輸出信用保險、郵政事業、
電氣通信事業、労働者災害補償保險の
十一特別會計であります。その使用總
額は三十二億七千八百四十余万円で、
のうち比較的事項は、外国為替資金特
別會計において清算勘定の誤帳手収料

の災害応急復旧に必要な経費等であり
ます。

次に、昭和二十六年年度特別会計予算
総則第七條の規定に基き、予備費使用
の例に準じて予算を超過して支出いた
しましたものは、国営筑波特別会計に

五六四

○副議長 岩本信行君 日程第二、日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴ふ電報電話料金法等の特例に關する法律案、日程第三、日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴ふ電報電話の特例に關する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長田中重雄君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律

第一條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第一條の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊の用に供する電信及び電話に関する料金は、電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の定めるところによる。

第二條 電信設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の規定は、アメリカ合衆国の軍隊の加入申込又は増設機械には、適用しない。

附則
この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約の効力発生の日から施行する。

2 電信電話料金法の一部を次のように改正する。

別表二 電話に関する料金、第二類 通話に関する料金中第五予約新聞電話料の項の次に次のように加える。

第六 外国語で取り扱う市外通話に對する加算額 一通話時ごとに

一 予約通話及び予約新聞電話以外の市外通話

普通通話料と同額

二 予約通話及び予約新聞電話(月額) 普通通話料の三十倍

別表二 電話に関する料金、第四類 専用電話に関する料金、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料、(一) 長期専用の場合及び(二) 短期専用の場合中「官庁等専用(警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る。)(三) 官庁等専用(警察法(昭和二十二年法律第九十六号)による国家地方警察若しくは自治体警察又は消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に規定する国若しくは自治体の消防の機関の用に供するものに限る。)」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(最終号の附録に掲載)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の定めるところによる。

附則
この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約の効力発生の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(最終号の附録に掲載)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

れば、まず特例に関する規定としては、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する電信及び電話に関する料金は、電信電話料金法の規定にかかわらず、行政協定の定めるところによることとする。

に、アメリカ合衆国の軍隊の加入申込又は増設機械には電信設備費負担臨時措置法を適用しないこととし、予約通話料の一部改正をいたしまして、同法別表の電話に関する料金について、新たに外国語で取扱う市外通話に對する加算額を定めるとともに、行政協定に関する打合せの経緯にかんがみ、市外線専用料の官庁等専用の低額料率の現行適用範圍から警察予備隊等を除外して、国家地方警察若しくは自治体警察、または国若しくは自治体の消防の機関の用に供するものに限ることとし、警察予備隊等に對するものは一般専用の料金に改めようとするものである。しかして、この法律の施行期日は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約の効力発生の日としているのである。

以上、法律案の概略につき御説明いたしたのであります。が、電気通信委員会におきましては、本月三日、本案の付託を受け、翌四日以降数回にわたつて委員会を開き、政府の提案理由を聴取し、引続き質疑を行つたのであります。

質疑応答の内容をいたしましては、行政協定の関連規定とその解釈の問題、駐留軍の施設する電信電話に對する電信法の適用の有無の問題、駐留軍の用に供する電信電話について、請和條約発効前後におけるサービス提供の範圍の差異、収入料金額の増減及び料金

金の支拂い方法、料金負担の範圍の問題、行政協定に基くときめめの折衝経過の問題、困通軍の用に供する電信電話に関する法的措置の問題、その他幾多の点をめぐつて行われたのでございますが、その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて委員会は、十五日質疑を終了し、ただちに討論に入つたのであります。討論に際し、自由党を代表して高橋三郎君は、安全保障協約及び行政協定の趣旨に照し本案を適当であると認め、行政協定に基く具体的取組みにあつて、政府の遺漏なき措置を希望して賛成の意見を述べられ、改進黨を代表して推熊三郎君は、行政協定が國會の承認を経た決定されたものであるが、本法律案そのものは緊急に何らかの措置を必要とする事項であり、その内容も、さまで國民の権利を侵害するおそれあるものでないから、これに賛意を表する旨を述べられ、日本社会党を代表して松井政吉君は、基本的に反對なる安全保障協約及び行政協定の実施に伴う本法律案に反對すること、行政協定が不平等の基礎の上に決定され、ことにその第七條が、公共性の深い国内諸事業について合衆国軍隊に優先の利用の權利を認めてくる結果、防衛支出に關する國民負担を重からしむるおそれあること、本案は警察予備隊、日本国有鉄道等の負担増加を顧みないものであることの三点を指摘して反對の意見を表明され、日本共産党を代表して田島ひで君は、行政協定の不平等性をとなえて反對の意見を述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、多数

の賛成で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案を通過した。

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議録第三十三号

る法律案外一件

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議録第三十二号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案外一件

をもつて本案を原案通り可決したたのであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話の特例に関する法律案に關し御報告を申し上げます。

本法律案は、去る四月九日内閣提出にかゝるものであります。その提案理由とするところは、講和協約発効後、安全保障協約によつて駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する無線局の設置運営等については、その設置者が外国政府またはその代表者であるため、電波法第五條の定める無線局免許の欠格事由に該当する場合を生ずるばかりでなく、これらの無線局は、その性格に照し、電波法の規定をもつて直接規律監督することは妥當でない、と認められるので、これがため電波法の特例を設ける必要があるというのであります。

本案の内容は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第一條の目的を遂行するため、アメリカ合衆国がその軍隊の用に供する無線局については、電波法の規定にかかわらず、安全保障協約第三條に基く行政協定の定めるところによることとしようとするものであります。その施行期日は安全保障協約の効力発生の日としてゐるのであります。

電氣通信委員会におきましては、本月九日、本案の付託を受け、同十四日及び十五日に委員会を開き、政府の提案理由を聴取し、引続き質疑を行ったのであります。

質疑応答の内容をいたしましては、駐留軍の用に供する無線局の周波数、電力等に關する問題、行政協定の折衝

の経過等の諸般の關係にわたつて行われたのであります。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて委員会は、十五日質疑を終了し、討論を行ったのであります。討論に際し、自由黨を代表して高橋三郎君は、安全保障協約及び行政協定の趣旨にかゝるが、本案を必要妥當なものとして認めて賛成の意を表され、改進黨を代表して椎熊三郎君は、行政協定の成立経過については遺憾の点があるが、本法律案そのものは必要妥當を得ざる措置であるとして賛意を表され、日本社会黨を代表して松井政吉君は、本案をわが国内の電波法に治外法權的な立場をつくるおそれあるものとして反対の意見を述べられ、日本共産黨を代表して田島ひで君は、行政協定の不平等性をとなえ、本案に反対の意を表されたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、多数をもつて本案を原案通り可決いたしました次第でございす。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。田島ひで君。

(田島ひで君登壇)
○田島ひで君 私は、日本共産黨を代表いたしまして、ただいま上程になりました「一法案に反対いたしますのでございす。」

本法案は、いかに事務的な簡單なものの上でありましても、この二法案の前提となる行政協定に、日本の電氣通信事業が、日本の国民の手から永久に米軍の支配下に置かれるという重大な問題が隠されているのでございす。

第一に、行政協定第一條、第二條、第七條等は、日本の通信機關や電波がどうなるかといふこと、今後無制限に駐留する米軍によつて優先的に使用され、その費用は国民の血税によつてまかなわれるのであります。無線局の設置、運営についても、行政協定により、電波法の特例に關する法律案によります。電波の國內法が完全に無視されることになるのであります。

すでに愛知縣下の依佐美送信所では、旧帝國海軍の潜水艦基地としての無線局が再建されております。ここからは、五百キロワット、十七・四キロサイクルという強力な電波が出されております。この電波は、搬送電話回線に受けるものは、日本全国にわたる、全国四百回線にも及ぶといわれているのであります。電通省當局も、その対策には悲鳴を上げておられて、もしこの妨害除去の工事をやるといふと、これだけで数千万円の費用を要し、料金値上げ等の公衆負担となるのは必至でございす。また横浜方面の上瀬谷には、建設工事費二百五十万ドルの大通信基地がつくられていす。このように、日本全国至るところに米軍の通信基地がつくられるのでございす。

さらに海外電報ケーブル工事、超短波無線工事は、軍事基地を結び着ける陸線を通じて強化され、特に朝鮮半島以後、米軍が使用する長距離回線だけでも十万余キロを越えております。市外電話が半身不随となつてゐる、またつく破壊状態になつてゐる、政府自身の資料にもこう明記されております。朝鮮、慶尚、千歳、三沢、仙台、相模原

の駐留地や、立川、横田、横須賀、佐世保、吳などの、全国にわたるアメリカの陸海空軍基地その他の通信施設が、現在まづ米軍の支配下にありまが、さらに行政協定によれば、歴大なアジア作戦の駐留米軍が、日本政府より不利でない條件で優先的に支配権を持つというのでございすから、現在の状態よりもさらに一層施設提供が増加することは明らかであります。

さらに第六條によりますと、すべての非軍用及び軍用の通信体系が、一切米軍と協同せしめ、日本政府独自ではどうにもならなくなるではないかという私の質問に對しまして、驚くことには、政府は、この行政協定の第六條は、日本文がはつきりしていないんだ、英文の方を見ると、さうではない、英文がわかるかといふやうな、またたぐ人々を食つた、無責任な答弁をいたしておりました。また二十四條では、緊急事態のときには、他國通信事業が完全米軍に接収、支配されることになるのであります。大臣はさういふことには絶対にないと言つてみたり、またそのときは協議の上でとりきめることになるのだらうなどと答へたり、終始その答弁は明確を欠いて、混乱し切つていたのでございす。

第二には、行政協定の結果、日本の電通労働者は、今までより一層強く、米軍と職制の二重の圧迫下に置かれることになる。このことは、基地における労働者だけでなく、米軍の回線のあるところには必ず米軍がやつて来て、日本の労働法、國家公務員法でさえ労働者の権利や基本的な人権はこれを保障しておりますのに、まづた

く無視され、かつて日本の労働者を強制労働に服させてゐる。このやうな非人道的な、野蛮な状態につきましては、政府が承認してゐるのであります。

現に、青森縣下三沢の米軍基地における電通省の電話中継所は、米通信隊の監督下に置かれまして、建物の窓はすべて鉄格子がはめられ、川邊退片のときだけ扉を開き、防卒隊は米軍用だけであつて、従業員にはなく、空襲のときでも職場を死守せよと命ぜられております。また立川特別局や川崎局では、米軍が夜間通信するために、夜勤から日勤に続く三十六時間労働が行われ、従業員は続々病に倒れておるのであります。このやうな奴隷労働の状態は、十五條四項によつて、別に相互の合意によつて、今後依然として継続されることになるのであります。

以上のように、これらの行政協定こそは、まづたく日本の通信行政と通信事業をあげて米軍にささげるところの身売り証文にすぎないのであります。(拍手)政府は、行政協定の通信サービスについての具体的な内容の説明を求めます。ただ、わかれません。今後對等の立場でとりかめをいたしますと繰返すのみでございす。行政協定によつて絕對的至上權を持つところの御主人と奴隷との間で對等の交渉ができるなどとは、まづたナンセンスでございす。電通大臣初め、政府の答弁が、このやうに終始混乱し、明確を欠いておりましたのは何かといひますと、おそろくダレス、吉田、ラスタク、岡崎間で、国会の議にもはからず押し切つてしまつたところの行政協定については、吉田内閣の關係であるところの

電通大臣すら、ほんとうの内容を知らされぬ。だから、行政協定の理解に苦むのは真意でありましよう。

最後に、日本の電気通信事業は、今日電通だけでも三百万の増設を必要といたしてあります。これに、線路、交換機、局舎など基礎設備の荒廃と、米軍へのサービスの結果、まったく行き詰りの状態にございまして、加入申込みを受けたものだけでも、それが開設されないというものが、現在三十五万に達しているというのを、大臣みずから告白してあるのをごさいます。この上、植民地の不正、汚職に荒され切つておる電通事業を、政府は行政協定締結後の機構改革に基いて、満洲電信電話会社と同じような日本電信電話会社や日本通信建設会社などという、自由党のドル箱買弁会社におまようとしてゐるのをごさいます。

ここに上程されました二法案は、このような行政協定をまつたぐのみにし、原爆と細菌で極東の平和を毀乱するに、日本の通信事業に絶対権を持つ上に、日本の政府機関と同じ格安の料金でアメリカ語の特種サービスの提供をさせたり、電話加入や増設機械設置については、日本国民からは総額三十五億の加入者負担をさせておきながら、米軍には日本政府並にだたて、従つて日本人の負担でやろうという、まことに虫のよい特例法でございまして、これらの日本の電気通信事業を、またたく破壊状態に陥れる、このような状態に對して、既に日本の通信事業を守ろうとするところの愛国者に対しては、先ほば上程されましたような破壊活動防止法というやうな法律案をもつてこれを

昭和二十七年四月十七日 衆議院會議第三十一号
九百二十七年九月二十六日
めるの件外一件

彈圧しようとしておるのであります。今や、サンフランシスコで結ばれたところの兩條約並びに行政協定に基く植民地の彈圧法である破壊活動取締法案に對しましては、日本の労働階級を初め、全國民が一大民族的な反抗運動に立ち上つたのであるのをごさいます。日本共産党は、これらの全國民とともに、日本の通信事業を日本人の手から奪ひ、帝國主義者の——

の道具として、彼らの意のままにまかせて破壊に導くところの本二法案には、行政協定を含む屈辱的兩條約とともに絕對に反對するばかりではなく、今後これらの廃棄に向つて、廃棄するまで斷固として闘ひ取ることをここに誓つて反對の意とするものであります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案と委員長の報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

第五 國際計數センターの設立に關する條約の締結について承認を求めめるの件

○副議長(岩本信行君) 日程第四、千九百二十七年九月二十六日ジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

する條約の締結について承認を求めめるの件、日程第五、國際計數センターの設立に關する條約の締結について承認を求めめるの件、右兩件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長仲内憲治君。

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件

【仲内憲治君登壇】
○仲内憲治君 ただいま議題となりました二つの條約案件に關し、外務委員會における審議の経過並びに結果について一括して報告申し上げます。

まず千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判所の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件について報告申し上げます。

仲裁判所とは、当事者間の仲裁契約に基いて、仲裁人が仲裁手続により、當事者間の民事上の紛争について行つた判斷のことでありまして、わが國におきましては、民事訴訟法第八編にこれに關する規定があります。

仲裁判所につきましましては、第四回國際連盟總會の承認を得て、一九三三年にジュネーヴで仲裁條項に關する議定書が締結されておまして、わが國も、一九二八年六月四日にこの議定書の批准書を國際連盟事務總長に寄託して締結國となり、昭和三年條約第三号として公布いたしておるのであります。

しかして、本議定書の締結國は、わが國を加えて二十八箇國となつております。

本議定書は、第一に、仲裁に付託することと定める民事、商事に關する約定の効力を國際的に承認し、第二に、自國領域内で行われた仲裁判断を執行する條約國の義務について規定しておりますが、仲裁判断の國際的効力を保障することについては何らの規定がなされてないのであります。従いまして、本議定書におけるこの欠陥を補正して、仲裁判断の國際的効力を保障するために、締結國が一定の場合に外國

で行われた仲裁判断を執行する義務を負ふことについて規定する國際的約定の締結が要望され、國際連盟經濟委員會に屬する法律家委員會の起草にかかるとの條約が、一九二七年九月二十六日に第八回國際連盟總會の採択を得て、ただちに議定書の署名國の署名のために開放されたのであります。しかし本條約は、一九二九年七月二十五日から効力を生じており、締結國は二十二箇國でありまして、議定書の當事國の大部分を含んでおるのであります。

わが國は、當時議定書の署名國ではありましたが、仲裁判断に關して各國の主義及び法例が相違しているため、この條約によつて多くの効果を期待することができないという見解によつて、この條約の締結國とはならなかつたのであります。しかし、わが國は、平和條約署名の際の宣言を表明して、本條約の當事國となる意思を表明しておりますので、本年二月四日、本條約に署名を了しており、批准を待ますれば、本條約第八條によりまして、批准書寄託のときから三箇月後に、わが國については効力を生ずることになります。さらにはわが國といたしまして、戦後仲裁判断は著しい発達を遂げ、仲裁判断の執行について國際的協力を行うことが望ましい段階に達しておりますので、この條約に加入することの意義は深いわけでありまして、本條約案件は、三月十九日に本委員會に付託されましたので、本委員會は三月二十日より数日にわたる慎重に審議いたしました。その内容については、次に議題となりました國際計數セン

で行われた仲裁判断を執行する義務を負ふことについて規定する國際的約定の締結が要望され、國際連盟經濟委員會に屬する法律家委員會の起草にかかるとの條約が、一九二七年九月二十六日に第八回國際連盟總會の採択を得て、ただちに議定書の署名國の署名のために開放されたのであります。しかし本條約は、一九二九年七月二十五日から効力を生じており、締結國は二十二箇國でありまして、議定書の當事國の大部分を含んでおるのであります。

わが國は、當時議定書の署名國ではありましたが、仲裁判断に關して各國の主義及び法例が相違しているため、この條約によつて多くの効果を期待することができないという見解によつて、この條約の締結國とはならなかつたのであります。しかし、わが國は、平和條約署名の際の宣言を表明して、本條約の當事國となる意思を表明しておりますので、本年二月四日、本條約に署名を了しており、批准を待ますれば、本條約第八條によりまして、批准書寄託のときから三箇月後に、わが國については効力を生ずることになります。さらにはわが國といたしまして、戦後仲裁判断は著しい発達を遂げ、仲裁判断の執行について國際的協力を行うことが望ましい段階に達しておりますので、この條約に加入することの意義は深いわけでありまして、本條約案件は、三月十九日に本委員會に付託されましたので、本委員會は三月二十日より数日にわたる慎重に審議いたしました。その内容については、次に議題となりました國際計數セン

で行われた仲裁判断を執行する義務を負ふことについて規定する國際的約定の締結が要望され、國際連盟經濟委員會に屬する法律家委員會の起草にかかるとの條約が、一九二七年九月二十六日に第八回國際連盟總會の採択を得て、ただちに議定書の署名國の署名のために開放されたのであります。しかし本條約は、一九二九年七月二十五日から効力を生じており、締結國は二十二箇國でありまして、議定書の當事國の大部分を含んでおるのであります。

わが國は、當時議定書の署名國ではありましたが、仲裁判断に關して各國の主義及び法例が相違しているため、この條約によつて多くの効果を期待することができないという見解によつて、この條約の締結國とはならなかつたのであります。しかし、わが國は、平和條約署名の際の宣言を表明して、本條約の當事國となる意思を表明しておりますので、本年二月四日、本條約に署名を了しており、批准を待ますれば、本條約第八條によりまして、批准書寄託のときから三箇月後に、わが國については効力を生ずることになります。さらにはわが國といたしまして、戦後仲裁判断は著しい発達を遂げ、仲裁判断の執行について國際的協力を行うことが望ましい段階に達しておりますので、この條約に加入することの意義は深いわけでありまして、本條約案件は、三月十九日に本委員會に付託されましたので、本委員會は三月二十日より数日にわたる慎重に審議いたしました。その内容については、次に議題となりました國際計數セン

で行われた仲裁判断を執行する義務を負ふことについて規定する國際的約定の締結が要望され、國際連盟經濟委員會に屬する法律家委員會の起草にかかるとの條約が、一九二七年九月二十六日に第八回國際連盟總會の採択を得て、ただちに議定書の署名國の署名のために開放されたのであります。しかし本條約は、一九二九年七月二十五日から効力を生じており、締結國は二十二箇國でありまして、議定書の當事國の大部分を含んでおるのであります。

わが國は、當時議定書の署名國ではありましたが、仲裁判断に關して各國の主義及び法例が相違しているため、この條約によつて多くの効果を期待することができないという見解によつて、この條約の締結國とはならなかつたのであります。しかし、わが國は、平和條約署名の際の宣言を表明して、本條約の當事國となる意思を表明しておりますので、本年二月四日、本條約に署名を了しており、批准を待ますれば、本條約第八條によりまして、批准書寄託のときから三箇月後に、わが國については効力を生ずることになります。さらにはわが國といたしまして、戦後仲裁判断は著しい発達を遂げ、仲裁判断の執行について國際的協力を行うことが望ましい段階に達しておりますので、この條約に加入することの意義は深いわけでありまして、本條約案件は、三月十九日に本委員會に付託されましたので、本委員會は三月二十日より数日にわたる慎重に審議いたしました。その内容については、次に議題となりました國際計數セン

て、当該連合国人が原判決の結果

1. *Phragmites australis* (Cav.) Trin. ex Steud.

1. *Pharmaceutical industry* – The pharmaceutical industry is a major contributor to the U.S. economy, with sales of over \$200 billion in 1997. The industry is characterized by high research and development costs, long time to market, and high barriers to entry. The industry is also heavily regulated by the FDA.

[illegible]

電話九段四番一六九
特設東京一九〇〇〇
官製